

議案第 1 号

野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例

(野田市税賦課徴収条例の一部改正)

第1条 野田市税賦課徴収条例（昭和25年野田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第5条の3の2第1項中「平成41年度」を「平成43年度」に、「平成31年」を「平成33年」に改める。

附則第14条の2の4第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第66条第2号アの項中「第66条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第66条第2号アの項中「第66条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第66条第2号アの項中「第66条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「平成27年4月1日から平成28年3月31日まで」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日まで」に、「において、平成28年度分」を「には、平成29年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第66条第2号アの項中「第66条第2号ア」を「第2号ア」に改める。

第2条 野田市税賦課徴収条例の一部を次のように改正する。

第9条の3中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第11条中「）、第35条の7、第48条」の次に「、第65条の6第1項」を加え、同条第2号及び第3号中「第80条第1項」を「第65条の6

第1項の申告書、第80条第1項」に改める。

第26条の4中「100分の9.7」を「100分の6.0」に改める。

第64条第1項及び第2項を次のように改める。

軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第64条第3項本文中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第64条の2を削る。

第65条を次のように改める。

(軽自動車税のみなす課税)

第65条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者

等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第65条の次に次の8条を加える。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第65条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(種別割の課税免除)

第65条の2の2 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第65条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第65条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第65条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第65条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げ

る3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

（環境性能割に係る不申告等に関する過料）

第65条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。  
3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

（環境性能割の減免）

第65条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第72条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

- 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第66条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第2号ア中「2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

營業用 年額 3, 800円  
自家用 年額 5, 000円  
専ら雪上を走行するもの 年額 3, 600円

」

を

- 「(ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3, 600円
- 「(イ) 3輪のもの 年額 3, 900円
- 「(ウ) 4輪以上のもの

(i) 乗用のもの

營業用 年額 6, 900円

自家用 年額 10, 800円

(ii) 貨物用のもの

營業用 年額 3, 800円

自家用 年額 5, 000円

- 「(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3, 600円

」

に改め、同号イ中

「農耕作業用のもの 年額 2, 400円

その他のもの 年額 5, 900円

」

を

「(ア) 農耕作業用のもの 年額 2, 400円

「(イ) その他のもの 年額 5, 900円

」

に改める。

第67条（見出しを含む。）及び第67条の3（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第69条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第64条第2項」を「第65条第1項」に改める。

第70条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第64条第2項」を「第65条第1項」に改める。

第71条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める」を削り、「軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項及び第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第72条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「掲げる軽自動車等」の次に「のうち必要と認めるもの」を加え、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、同条第3項及び第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第73条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第64条の2」を「第65条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第7項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

附則第14条の2の3の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第14条の2の3の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第5条から第14条までの規定にかかわらず、千葉県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第14条の2の3の3 市長は、当分の間、第65条の8の規定にかかわらず、千葉県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第14条の2の3の4 第65条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「千葉県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴收取扱費の交付)

第14条の2の3の5 市は、千葉県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴收取扱費として千葉県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第14条の2の3の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第65条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第65条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第14条の2の4の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(イ)(イ)	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(イ)(ロ)	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第14条の2の4第2項から第4項までを削る。

附則第23条中「100分の9.7」を「100分の6.0」に、「100分の12.1」を「100分の8.4」に改める。

(野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年野田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第66条及び新条例附則第14条の2の4」を「野田市税賦課徴収条例第66条及び附則第14条の2の4」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第66条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第66条第2号ア(ウ)(イ)	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第66条第2号ア(ウ)( ii )	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第14条の2の4 第1項	第66条	野田市税賦課徵収条例等の一部を改正する条例（平成26年野田市条例第13号。以下この条において「平成26年改正条例」という。）附則第6条の規定により読み替えて適用される第66条
附則第14条の2の4 第1項の表第2号ア(イ) の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例 附則第6条の規定により読み替えて適用される第66条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第14条の2の4 第1項の表第2号ア(ウ) (ii)の項	第2号ア(ウ)(i)	平成26年改正条例 附則第6条の規定により読み替えて適用される第66条第2号ア(ウ)(i)
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第14条の2の4	第2号ア(ウ)(ii)	平成26年改正条例

第1項の表第2号ア(ウ) (ii)の項	附則第6条の規定に より読み替えて適用 される第66条第2 号ア(ウ)(ii)
	3,800円
	5,000円

(野田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 野田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成27年野田市条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第6条第7項の表第11条第3号の項中「第80条第1項」を「第65条の6第1項の申告書、第80条第1項」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条から第4条まで並びに附則第2条及び第4条の規定は、平成31年10月1日から施行する。

##### (市民税に関する経過措置)

第2条 第2条の規定による改正後の野田市税賦課徴収条例（附則第4条において「31年新条例」という。）第26条の4の規定は、前条ただし書に規定する施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

##### (軽自動車税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の野田市税賦課徴収条例附則第14条の2の4の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

第4条 31年新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第1条ただし書に規定する施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度

以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの  
軽自動車税については、なお従前の例による。

## 提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期限等の延長、軽自動車税の環境性能割の創設、法人市民税の法人税割の税率改正等に関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市税賦課徴収条例 (昭和25年野田市条例第27号) (第1条関係)

改 正 案	現 行						
<b>附 則</b> 第5条の3の2 平成22年度から <u>平成43年度</u> までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から <u>平成31年</u> までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納稅義務者の第26条の3及び第26条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2・3 (略) (軽自動車税の税率の特例) 第14条の2の4 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第66条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる <u>同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.33%;">第2号ア</td><td style="width: 33.33%;">(略)</td><td style="width: 33.33%;">(略)</td></tr> </table>	第2号ア	(略)	(略)	<b>附 則</b> 第5条の3の2 平成22年度から <u>平成41年度</u> までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から <u>平成31年</u> までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第6項(同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納稅義務者の第26条の3及び第26条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2・3 (略) (軽自動車税の税率の特例) 第14条の2の4 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第66条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.33%;">第66条第2号 ア</td><td style="width: 33.33%;">(略)</td><td style="width: 33.33%;">(略)</td></tr> </table>	第66条第2号 ア	(略)	(略)
第2号ア	(略)	(略)					
第66条第2号 ア	(略)	(略)					
2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が <u>平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分</u> の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる <u>同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.33%;">第2号ア</td><td style="width: 33.33%;">(略)</td><td style="width: 33.33%;">(略)</td></tr> </table>	第2号ア	(略)	(略)	2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が <u>平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分</u> の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33.33%;">第66条第2号 ア</td><td style="width: 33.33%;">(略)</td><td style="width: 33.33%;">(略)</td></tr> </table>	第66条第2号 ア	(略)	(略)
第2号ア	(略)	(略)					
第66条第2号 ア	(略)	(略)					
3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項にお	3 法附則第30条第4項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項にお						

いて同じ。)に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	(略)	(略)
------	-----	-----

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	(略)	(略)
------	-----	-----

おいて同じ。)に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第66条第2号ア	(略)	(略)
----------	-----	-----

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第66条第2号ア	(略)	(略)
----------	-----	-----

## ○ 野田市税賦課徴収条例（第2条関係）

改 正 案	現 行
<p>(納税証明事項)</p> <p>第9条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第11条 納税者又は特別徴収義務者は、第30条、第33条の5、第33条の5の2若しくは第33条の5の5(第35条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第33条の6の4第1項(第33条の6の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第33条の7第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第35条の7、第48条、<u>第65条の6第1項、第67条第2項、第80条第1項</u>若しくは第2項、第84条第2項、第87条、第126条第1項又は第150</p>	<p>(納税証明事項)</p> <p>第9条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により軽自動車税を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>(納期限後に納付し、又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p> <p>第11条 納税者又は特別徴収義務者は、第30条、第33条の5、第33条の5の2若しくは第33条の5の5(第35条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第33条の6の4第1項(第33条の6の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第33条の7第1項(法第321条の8第22項及び第23項の申告書に係る部分を除く。)、第35条の7、第48条、第67条第2項、第80条第1項若しくは第2項、第84条第2項、第87条、第126条第1項又は第150</p>

条第1項又は第150条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) (略)

(2) 第65条の6第1項の申告書、第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第65条の6第1項の申告書、第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) (略)

(法人税割の税率)

第26条の4 法人税割の税率は、100分の6.0とする。

(軽自動車税の納税義務者等)

第64条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項に規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。

条第3項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。

(1) (略)

(2) 第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間

(3) 第80条第1項若しくは第2項の申告書又は第126条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間

(4)～(6) (略)

(法人税割の税率)

第26条の4 法人税割の税率は、100分の9.7とする。

(軽自動車税の納税義務者等)

第64条 軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下軽自動車税について「軽自動車等」という。)に対し、その所有者に課する。

2 軽自動車等の売買があった場合において、売主が当該軽自動車等の所有権を留保しているときは、軽自動車税の賦課徴収については、買主を当該軽自動車等の所有者とみなす。

3 軽自動車等の所有者が法第443条第1項の規定によって軽自動車税を課することができない者である場合においては、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供するものについては、これを課さない。

(削る。)

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第64条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(軽自動車税の課税免除)

第65条 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。

(軽自動車税のみなす課税)

第65条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。)又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得了した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第65条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものに対しては、軽自動車税を課さない。

(種別割の課税免除)

第65条の2の2 商品であって使用しない軽自

動車等に対しては、種別割を課さない。

(環境性能割の課税標準)

第65条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第65条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第65条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第65条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第65条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第65条の8 市長は、公益のため直接専用する

3輪以上の軽自動車又は第72条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の税率)

第66条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 3,600円

(イ) 3輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 4輪以上のもの

(i) 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

(ii) 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額  
3,600円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

(3) (略)

(種別割の賦課期日及び納期)

第67条 種別割の賦課期日は、4月1日とする。

2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

(種別割の徴収の方法)

第67条の3 種別割は、普通徴収の方法によって徴収する。

(種別割に関する申告又は報告)

第69条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者に

(軽自動車税の税率)

第66条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) (略)

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの(側車付のものを含む。)

年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

専ら雪上を走行するもの 年額  
3,600円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

(3) (略)

(軽自動車税の賦課期日及び納期)

第67条 軽自動車税の賦課期日は、4月1日とする。

2 軽自動車税の納期は、5月1日から同月31日までとする。

(軽自動車税の徴収の方法)

第67条の3 軽自動車税は、普通徴収の方法によって徴収する。

(軽自動車税に関する申告又は報告)

第69条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下本節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者に

- あつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申告書を出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。
- 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。
- 4 第65条第1項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、規則の定めるところにより、当該請求があった日から15日以内に次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。
- (1)～(6) (略)
- (種別割に係る不申告等に関する過料)
- 第70条 軽自動車等の所有者等又は第65条第1項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。
- 2・3 (略)
- (種別割の減免)
- 第71条 市長は、公益のため直接専用する軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。
- 2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する
- あつては施行規則第33号の5様式による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。
- 2 前項の申告書を出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の5様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。
- 3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。
- 4 第64条第2項に規定する軽自動車等の売主は、市長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があった場合には、規則の定めるところにより、当該請求があった日から15日以内に次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。
- (1)～(6) (略)
- (軽自動車税に係る不申告等に関する過料)
- 第70条 軽自動車等の所有者等又は第64条第2項に規定する軽自動車等の売主が前条の規定によって申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。
- 2・3 (略)
- (軽自動車税の減免)
- 第71条 市長は、公益のため直接専用するものと認める軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。
- 2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明

書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

- 3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障がい者等に対する種別割の減免)

第72条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1) 身体に障がいを有し歩行が困難な者  
(以下「身体障がい者」という。)又は精神に障がいを有し歩行が困難な者(以下「精神障がい者」という。)が所有する軽自動車等(身体障がい者又は精神障がい者(以下「身体障がい者等」という。)と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障がい者等、当該身体障がい者等のために当該身体障がい者等と生計を一にする者又は当該身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもの(1台に限る。)

(2) (略)

- 2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の交付を受けていない者にあっては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」といふ。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」といふ。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障がい者又は身体障がい者

する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1)～(8) (略)

- 3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障がい者等に対する軽自動車税の減免)

第72条 市長は、次の各号に掲げる軽自動車等に対しては、軽自動車税を減免することができる。

(1) 身体に障がいを有し歩行が困難な者  
(以下「身体障がい者」という。)又は精神に障がいを有し歩行が困難な者(以下「精神障がい者」という。)が所有する軽自動車等(身体障がい者又は精神障がい者(以下「身体障がい者等」という。)と生計を一にする者が所有する軽自動車等を含む。)で、当該身体障がい者等、当該身体障がい者等のために当該身体障がい者等と生計を一にする者又は当該身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)のために当該身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が運転するもののうち、市長が必要と認めるもの(1台に限る。)

(2) (略)

- 2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、身体障害者手帳の交付を受けていない者にあっては、戦傷病者手帳とする。以下本項において「身体障害者手帳」といふ。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下本項において「療育手帳」といふ。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下本項において「精神障害者保健福祉手帳」といふ。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障がい者又は身体障がい者等

い者等と生計を一にする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

- 3 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。  
(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

### 第73条 (略)

2 法第445条若しくは第65条の2又は第64条第3項ただし書の規定によって種別割を課すことのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をしてその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならぬ。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条若しくは第65条の2又は第64条第3項ただし書の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についてもまた同様とする。

3～6 (略)

- 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種

と生計を一にする者若しくは身体障がい者等(身体障がい者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下本項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

- 3 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示(市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出)をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。  
(原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等)

### 第73条 (略)

2 法第443条若しくは第64条の2又は第64条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課すことのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に市長に対し標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をしてその車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第443条若しくは第64条の2又は第64条第3項ただし書の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についてもまた同様とする。

3～6 (略)

- 7 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽

別割が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

#### 附 則

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第14条の2の3の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第5条から第14条までの規定にかかわらず、千葉県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第14条の2の3の3 市長は、当分の間、第65条の8の規定にかかわらず、千葉県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第14条の2の3の4 第65条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「千葉県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第14条の2の3の5 市は、千葉県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として千葉県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第14条の2の3の6 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第65条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第65条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第14条の2の4 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動

自動車税が課されることとなつたときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

8・9 (略)

#### 附 則

(軽自動車税の税率の特例)

第14条の2の4 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動

車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第66条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(ⅰ)	3,900円	4,600円
第2号ア	6,900円	8,200円
(ウ)(i)	10,800円	12,900円
第2号ア	3,800円	4,500円
(ウ)(ii)	5,000円	6,000円

(削る。)

車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第66条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

2 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

3 法附則第30条第4項第1号及び第2号掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第66条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対

(削る。)

<p>(市民税の法人税割の税率の特例)</p> <p>第23条 当分の間、第26条の4の規定の適用について、同条中「<u>100分の6.0</u>」とあるのは「<u>100分の8.4</u>」とする。</p>	<p>する第66条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td>第2号ア</td><td>3,900円</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td></td><td>6,900円</td><td>5,200円</td></tr> <tr><td></td><td>10,800円</td><td>8,100円</td></tr> <tr><td></td><td>3,800円</td><td>2,900円</td></tr> <tr><td></td><td>5,000円</td><td>3,800円</td></tr> </table> <p>(市民税の法人税割の税率の特例)</p> <p>第23条 当分の間、第26条の4の規定の適用について、同条中「<u>100分の9.7</u>」とあるのは「<u>100分の12.1</u>」とする。</p>	第2号ア	3,900円	3,000円		6,900円	5,200円		10,800円	8,100円		3,800円	2,900円		5,000円	3,800円
第2号ア	3,900円	3,000円														
	6,900円	5,200円														
	10,800円	8,100円														
	3,800円	2,900円														
	5,000円	3,800円														

○ 野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成26年野田市条例第13号）（第3条関係）

改 正 案	現 行	
<b>附 則</b>	<b>附 則</b>	
第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る野田市税賦課徴収条例第66条及び附則第14条の2の4の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	第6条 平成27年3月31日以前に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第66条及び新条例附則第14条の2の4の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	
第66条第2号 ア(イ)	3,900円	3,100円
第66条第2号 ア(ウ)(i)	6,900円	5,500円
第66条第2号 ア(ウ)(ii)	10,800円	7,200円
第66条第2号 ア(ウ)(ii)	3,800円	3,000円
第66条第2号 ア(ウ)(ii)	5,000円	4,000円
附則第14条第66条の2の4第1項	野田市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例(平成26年野田市条例第13号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第6条の規定により読み替えて適用される第66条	
	新条例附則第66条第2号 平成26年改正条例第14条の2のア 附則第6条の規定に	

<u>附則第14条第2号ア(イ)</u>	<u>平成26年改正条例</u>	<u>4第1項の表</u>	<u>より読み替えて適用される第66条第2号ア</u>
<u>の2の4第1項</u>	<u>附則第6条の規定</u>	<u>第66条第2号</u>	<u>3,900円</u>
<u>の表第2号ア</u>	<u>により読み替えて</u>	<u>アの項</u>	<u>3,100円</u>
<u>(イ)の項</u>	<u>適用される第66条</u>		<u>6,900円</u>
	<u>第2号ア(イ)</u>		<u>5,500円</u>
	<u>3,900円</u>		<u>10,800円</u>
<u>附則第14条第2号ア</u>	<u>平成26年改正条例</u>		<u>7,200円</u>
<u>の2の4第1項(ウ)(i)</u>	<u>附則第6条の規定</u>		<u>3,800円</u>
<u>の表第2号ア</u>	<u>により読み替えて</u>		<u>3,000円</u>
<u>(ウ)(i)の項</u>	<u>適用される第66条</u>		<u>5,000円</u>
	<u>第2号ア(ウ)(i)</u>		<u>4,000円</u>
<u>6,900円</u>	<u>5,500円</u>		
<u>10,800円</u>	<u>7,200円</u>		
<u>附則第14条第2号ア</u>	<u>平成26年改正条例</u>		
<u>の2の4第1項(ウ)(ii)</u>	<u>附則第6条の規定</u>		
<u>の表第2号ア</u>	<u>により読み替えて</u>		
<u>(ウ)(ii)の項</u>	<u>適用される第66条</u>		
	<u>第2号ア(ウ)(ii)</u>		
<u>3,800円</u>	<u>3,000円</u>		
<u>5,000円</u>	<u>4,000円</u>		

○ 野田市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成27年野田市条例第39号）（第4条関係）

改 正 案	現 行
<b>附 則</b> (市たばこ税に関する経過措置)	<b>附 則</b> (市たばこ税に関する経過措置)
第6条 (略)	第6条 (略)
2~6 (略)	2~6 (略)
7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、野田市賦課徴収条例第11条、第80条第4項及び第5項、第82条の2並びに第83条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。	7 第4項の規定により市たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、野田市賦課徴収条例第11条、第80条第4項及び第5項、第82条の2並びに第83条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
(略)	(略)
第11条第3号 第65条の6第1項 の申告書、第80 条第1項若しく は第2項の申告 書又は第126条 第1項の申告書 でその提出期限	第11条第3号 第80条第1項若 しくは第2項の 申告書又は第1 26条第1項の申 告書でその提 出期限
(略)	(略)
8~14 (略)	8~14 (略)

議案第 2 号

野田市公告式条例等の一部を改正する条例の制定について

野田市公告式条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市公告式条例等の一部を改正する条例

(野田市公告式条例の一部改正)

第1条 野田市公告式条例（昭和27年野田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「し、その写しを掲示」を削り、同条第2項中「次に掲げる掲示場」を「野田市役所掲示場」に改め、同項の表を削る。

第4条第1項中「おさなければ」を「押さなければ」に改める。

第5条第1項中「教育委員会を除く」を削り、「市の機関」の次に「（市長及び教育委員会を除く。以下同じ。）」を加え、「同条第1項」を「、同条第1項」に改め、同条第2項中「第4条」を「前条」に改め、「教育委員会を除く」を削り、「同条第1項」を「、同条第1項」に、「市長印」を「、市長印」に改める。

第6条中「規則若しくは規程又は」を「市長の定める規則若しくは規程又は」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(情報の公開)

第7条 第2条から第5条までの規定により条例、規則又は規程を公布し、又は公表した市長又は市の機関は、野田市のホームページへの掲載により、当該条例、規則又は規程に関する情報を公開しなければならない。

(野田市税賦課徴収条例の一部改正)

第2条 野田市税賦課徴収条例（昭和25年野田市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第9条中「第2条」を「第2条第2項」に、「掲示場」を「野田市役所掲示場」に改める。

(野田市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 野田市職員の退職手当に関する条例（昭和30年野田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「掲げる掲示場」を「規定する野田市役所掲示場」に改

める。

(野田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第4条 野田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和61年野田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「第2条」を「第2条第2項」に、「掲示場」を「野田市役所掲示場」に改める。

(野田市財政事情の公表に関する条例の一部改正)

第5条 野田市財政事情の公表に関する条例（昭和63年野田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(公表の方法)

第4条 財政事情の公表は、野田市報及び野田市のホームページへの掲載により行うものとする。

(野田市行政手続条例の一部改正)

第6条 野田市行政手続条例（平成8年野田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「掲示場」を「野田市役所掲示場」に改める。

(野田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 野田市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年野田市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項各号列記以外の部分中「のうち2以上の方法によって」を「により」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 野田市公告式条例（昭和27年野田市条例第9号）第2条第2項に規定する野田市役所掲示場への掲示

第4条第1項中第3号を第4号とし、第2号の後に次の1号を加える。

(3) 野田市のホームページへの掲載

第4条第2項中「公示」を「明示」に改める。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

## 提案理由

条例の公布等を行う掲示場を野田市役所掲示場の1か所に改めるとともに、条例の公布等に関する情報を市のホームページに掲載する規定を整備し、併せて関係条例を整備しようとするものである。

参考資料

野田市公告式条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市公告式条例（昭和27年野田市条例第9号）（第1条関係）

改 正 案	現 行
(公布) 第2条 条例を公布しようとするときは、原本に公布の旨の前文及び公布の年月日を記入し、市長がこれに署名しなければならない。 2 条例の公布は、 <u>野田市役所掲示場</u> に掲示してこれを行う。 (削る。)	(公布) 第2条 条例を公布しようとするときは、原本に公布の旨の前文及び公布の年月日を記入し、市長がこれに署名し、 <u>その写しを掲示しなければならない。</u> 2 条例の公布は、 <u>次に掲げる掲示場</u> に掲示してこれを行う。
(規程の公表) 第4条 規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、公表の年月日及び市長名を記入して市長印を <u>押さなければならぬ</u> 。 2 (略) (市の機関の定める規則及び規程の公表)	(規程の公表) 第4条 規則を除くほか、市長の定める規程を公表しようとするときは、公表の旨の前文、公表の年月日及び市長名を記入して市長印を <u>おさなければならぬ</u> 。 2 (略) (市の機関の定める規則及び規程の公表)
第5条 第2条の規定は、 <u>市の機関(市長及び教育委員会を除く。以下同じ。)</u> の定める規則で公表を要するものについて準用する。この場合において、 <u>同条第1項中「市長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。</u> 2 <u>前条</u> の規定は、 <u>市の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する</u> 。この場合において、 <u>同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、「市長印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。</u>	第5条 第2条の規定は、 <u>教育委員会を除く</u> 市の機関の定める規則で公表を要するものについて準用する。この場合において <u>同条第1項中「市長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表する者」と読み替えるものとする。</u> 2 第4条の規定は、 <u>教育委員会を除く</u> 市の機関の定める規程で公表を要するものについて準用する。この場合において <u>同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名又は当該機関を代表する者の氏名」と、「市長印」とあるのは「当該機関の印又は当該機関を代表する者の印」と読み替えるものとする。</u>
(規則又は規程の施行期日) 第6条 <u>市長の定める規則若しくは規程又は市の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ、当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。</u>	(規則又は規程の施行期日) 第6条 規則若しくは規程又は市の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ、当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

(情報の公開)

第7条 第2条から第5条までの規定により  
条例、規則又は規程を公布し、又は公表し  
た市長又は市の機関は、野田市のホームページ  
への掲載により、当該条例、規則又  
は規程に関する情報を公開しなければなら  
ない。

○ 野田市税賦課徴収条例（昭和25年野田市条例第27号）（第2条関係）

改 正 案	現 行
(公示送達) 第9条 法第20条の2の規定による公示送達は、野田市公告式条例(昭和27年野田市条例第9号)第2条第2項に規定する野田市役所掲示場に掲示して行うものとする。	(公示送達) 第9条 法第20条の2の規定による公示送達は、野田市公告式条例(昭和27年野田市条例第9号)第2条に規定する掲示場に掲示して行うものとする。

○ 野田市職員の退職手当に関する条例（昭和30年野田市条例第2号）（第3条関係）

改 正 案	現 行
(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限) 第12条 (略) 2 (略) 3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を野田市公告式条例(昭和27年野田市条例第9号)第2条第2項に規定する野田市役所掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。	(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限) 第12条 (略) 2 (略) 3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を野田市公告式条例(昭和27年野田市条例第9号)第2条第2項に掲げる掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

○ 野田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和61年野田市条例第36号）（第4条関係）

改 正 案	現 行
(公示送達) 第12条 (略) 2 公示送達は、市長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に公示する旨を野田市公告式条例(昭和27年野田市条例第9号)第2条第2項に規定する野田市役所掲示場に掲示して行うものとする。 3 (略)	(公示送達) 第12条 (略) 2 公示送達は、市長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に公示する旨を野田市公告式条例(昭和27年野田市条例第9号)第2条に規定する掲示場に掲示して行うものとする。 3 (略)

○ 野田市財政事情の公表に関する条例（昭和63年野田市条例第6号）（第5条関係）

改 正 案	現 行
<p>(公表の方法)</p> <p>第4条 財政事情の公表は、野田市報及び野田市のホームページへの掲載により行うものとする。</p>	<p>(公表の方法)</p> <p>第4条 財政事情の公表は、野田市報に登載して行うものとする。ただし、天災地変等により野田市報に登載することができないときは、市役所前の掲示場及び公衆の見易い場所に掲示してこれに代えることができる。</p> <p>2 前項の財政事情は、その公表の日から6月間何人も市長の指定した場所において、その閲覧を請求することができる。</p>

○ 野田市行政手続条例（平成8年野田市条例第26号）（第6条関係）

改 正 案	現 行
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を野田市公告式条例(昭和27年野田市条例第9号)第2条第2項に規定する野田市役所掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を野田市公告式条例(昭和27年野田市条例第9号)第2条第2項に規定する掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p>

○ 野田市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年野田市条例第16号）（第7条関係）

改 正 案	現 行
<p>(公募の方法)</p> <p>第4条 市長は、入居者の公募を次の各号に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>(1) 野田市公告式条例(昭和27年野田市条例第9号)第2条第2項に規定する野田市役所掲示場への掲示</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 野田市のホームページへの掲載</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 市長は、前項の公募に当たっては、市営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居</p>	<p>(公募の方法)</p> <p>第4条 市長は、入居者の公募を次の各号に掲げる方法のうち2以上の方によって行うものとする。</p> <p>(1) 野田市公告式条例(昭和27年野田市条例第9号)に基づく公示</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 市長は、前項の公募に当たっては、市営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居</p>

者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を明示するものとする。

者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示するものとする。

議案第 3 号

野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和60年野田市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条の2の見出し中「看護」を「介護」に改め、同条第1項中「までの子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定めるものを含む。以下この項から第4項までにおいて同じ。）」を加え、同条第5項を次のように改める。

5 前4項の規定は、第12条に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定めるものを含む。以下この項から第4項までにおいて同じ。）のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。）において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該

職員を除く。)が、規則で定めるところにより、「当該子を養育」とあり、第3項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、「当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、「当該子を養育」とあるのは「第12条に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、「当該要介護者を介護」と、第1項中「育児」とあるのは「介護」と、第2項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第3項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

第7条第1項第5号を次のように改める。

(5) 介護休暇

第7条第1項に次の1号を加える。

(6) 介護時間

第7条第2項中「及び看護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第12条の見出しを「(介護休暇)」に改め、同条中「職員は、」の次に「要介護者(」を、「もの」の次に「をいう。以下同じ。)」を加え、「看護を」を「介護を」に、「1暦年につき180日を超えない期間の範囲内」を「規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超せず、かつ、通算して6月を超えない範囲内において指定する期間(以下「指定期間」という。)内」に、「看護休暇」を「介護休暇」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第12条の2 職員は、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、1日につき2時間を超えない範囲内で任命権者の承認を得て介護時間を受けができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第12条の規定により施行日以後に受ける看護休暇の承認を得ている職員の当該看護休暇の取扱いについては、市長が別に定める。

(野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

- 3 野田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年野田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第13条中「及び看護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 4 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和50年野田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「及び看護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

## 提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、時間外勤務の制限等の対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の者、養子縁組里親に委託されている者等を加えるとともに、介護休暇及び介護時間に関する規定を整備しようとするものである。

## 参考資料

### 野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

#### ○ 野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和60年野田市条例第17号）

改 正 案	現 行
<p>(育児又は<u>介護</u>を行う職員の遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第4条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定めるものを含む。以下この項から第4項までにおいて同じ。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合は、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る遅出勤務(勤務時間の始まる時刻及び勤務時間の終わる時刻を、職員が育児を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割り振りによる勤務をいう。)をさせるものとする。</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 前4項の規定は、第12条に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として規則で定めるものを含む。以下この項から第4項までにおいて同</p>	<p>(育児又は<u>看護</u>を行う職員の遅出勤務並びに深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第4条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するため請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る遅出勤務(勤務時間の始まる時刻及び勤務時間の終わる時刻を、職員が育児を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割り振りによる勤務をいう。)をさせるものとする。</p> <p>2~4 (略)</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定は、第12条に規定する日常生活を営むのに支障がある者を看護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第12条に規定する日常生活を営むのに支障がある者(以下「要看護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要看護者を看護」と、「育児」とあるのは「看護」と、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができ</p>

じ。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育とあり、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、第3項中「3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「第12条に規定する要介護者(以下「要介護者」という。)のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「育児」とあるのは「介護」と、第2項中「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第3項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」と読み替えるものとする。

#### (休暇)

第7条 職員の休暇は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 介護休暇

(6) 介護時間

2 前項の年次休暇、療養休暇及び特別休暇は、有給休暇とし、組合休暇、介護休暇及び介護時間は、無給休暇とする。

#### (介護休暇)

第12条 職員は、要介護者(配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超せず、かつ、通算して6月を超えない範囲内において指定する期間(以下「指定期間」という。)内で任命権者の承

るものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、規則で定めるところにより、当該子を養育とあるのは「要看護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要看護者を看護」と、「深夜における」とあるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要看護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要看護者を看護」と読み替えるものとする。

#### (休暇)

第7条 職員の休暇は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 看護休暇

2 前項の年次休暇、療養休暇及び特別休暇は、有給休暇とし、組合休暇及び看護休暇は、無給休暇とする。

#### (看護休暇)

第12条 職員は、配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの看護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、1暦年につき180日を超えない期間の範囲内で任命権者の承認を得て看護休暇を受けることができる。

認を得て介護休暇を受けることができる。

(介護時間)

第12条の2 職員は、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合には、1日につき2時間を超えない範囲内で任命権者の承認を得て介護時間受けることができる。

○ 野田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年野田市条例第32号）（附則第3項関係）

改 正 案	現 行
<p>(給与の減額)</p> <p>第13条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があった場合（組合休暇、介護休暇及び介護時間の承認を除く。）を除くほか、その勤務しない1時間につき第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第13条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき任命権者の承認があつた場合（組合休暇及び看護休暇の承認を除く。）を除くほか、その勤務しない1時間につき第17条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。</p>

○ 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和50年野田市条例第13号）（附則第4項関係）

改 正 案	現 行
<p>(給与の減額)</p> <p>第18条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合（組合休暇、介護休暇及び介護時間の承認を除く。）を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第18条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合（組合休暇及び看護休暇の承認を除く。）を除くほか、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。</p> <p>2 (略)</p>

議案第 4 号

野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定  
める。

平成29年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

野田市職員の育児休業等に関する条例（平成4年野田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項本文の条例で定める者）

第2条の2 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める者は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。

第3条第1号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第3条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第2

7条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

第9条第2項中「に規定する」を「の規定による」に、「を受けている」を「又は同条例第12条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に、「当該休暇の」を「当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部改正に伴い、育児休業の承認の対象となる者に関する規定及び介護時間に係る部分休業の承認に関する規定を整備しようとするものである。

## 参考資料

### 野田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

#### ○ 野田市職員の育児休業等に関する条例 (平成4年野田市条例第3号)

改 正 案	現 行
(育児休業法第2条第1項本文の条例で定める者)	
<u>第2条の2 育児休業法第2条第1項本文の条例で定める者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1号に規定する養育里親である職員(児童の親その他の同法第27条第4項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。)に同法第27条第1項第3号の規定により委託されている当該児童とする。</u>	
第2条の3 (略) (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)	<u>第2条の2 (略) (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)</u>
第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が次に掲げる場合に該当することとなったこと。 ア 死亡した場合 イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合	<u>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1) 育児休業をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児休業の承認が効力を失い、又は第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同条に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等によりその職員と別居することとなったこと。</u>
(2) 育児休業をしている職員が第5条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。 ア 前号ア又はイに掲げる場合 イ 民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合(特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。)又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合	
(3)～(6) (略) (部分休業の承認)	<u>(2)～(5) (略) (部分休業の承認)</u>
第9条 (略)	第9条 (略)

- 2 野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和 60 年野田市条例第 17 号)第 10 条の規定による特別休暇(職員の育児(生後 1 年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合)に係る特別休暇に限る。)又は同条例第 12 条の 2 の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該特別休暇又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 2 野田市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(昭和 60 年野田市条例第 17 号)第 10 条に規定する特別休暇(職員の育児(生後 1 年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合)に係る特別休暇に限る。)を受けている職員に対する部分休業の承認については、1 日につき 2 時間から当該休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

議案第 5 号

野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 野田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年野田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第3 稅務手当の項中

市税の賦課及び収税事務を本務として従事した職員（支所又は出張所に勤務する職員を除く。）	月額 4,000円
上記以外の職員のうち、臨時に市税の徴収事務に従事した職員	日額 250円

を

】

市税の賦課及び収納事務を本務として従事した職員	月額 2,000円
-------------------------	-----------

に改め、同項の

】

次に次のように加える。

徴収事務手当	市税の徴収事務を本務として従事した職員	月額 4,000円
--------	---------------------	-----------

第2条 野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第3 稅務手当の項を削る。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。

## 提案理由

野田市行政改革大綱に基づき給与の適正化を図るため、特殊勤務手当に関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

- 野田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年野田市条例第32号）（第1条関係）

改 正 案			現 行		
別表第3(第12条) 特殊勤務手当表			別表第3(第12条) 特殊勤務手当表		
種類	支給要件	手当の額	種類	支給要件	手当の額
税務手当	市税の賦課及び収納事務を本務として従事した職員	月額 2,000 円	税務手当	市税の賦課及び収納事務を本務として従事した職員(支所又は出張所に勤務する職員を除く。)	月額 4,000 円
徴収事務手当	市税の徴収事務を本務として従事した職員	月額 4,000 円	上記以外の職員のうち、臨時に市税の徴収事務に従事した職員	(略)	
		(略)			

- 野田市一般職の職員の給与に関する条例（第2条関係）

改 正 案			現 行		
別表第3(第12条) 特殊勤務手当表			別表第3(第12条) 特殊勤務手当表		
種類	支給要件	手当の額	種類	支給要件	手当の額
(削る。)			税務手当	市税の賦課及び収納事務を本務として従事した職員	月額 2,000 円
		(略)			(略)

議案第 6 号

行政組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

行政組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

平成29年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

行政組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(野田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 野田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年野田市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第2の8級の項中

「

局長の職務	を
-------	---

」

「

局長の職務	に改める。
市政推進室長の職務	

」

(野田市行政組織条例の一部改正)

第2条 野田市行政組織条例（昭和45年野田市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項各号列記以外の部分中「次の」を「次に掲げる室及び」に改め、同項中第9号を第10号とし、第1号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 市政推進室

第1条第2項中「前項第6号及び第7号」を「前項第7号及び第8号」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「規定する」の次に「室及び」を加え、同條中第9号を第10号とし、第2号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、同條第1号イ中「秘書、」を削り、同号を同條第2号とし、同條に第1号として次の1号を加える。

(1) 市政推進室

ア 市政に関する重要施策を一体的かつ迅速に推進するための部局間の

横断的な調整に関すること。

イ 秘書に関すること。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 提案理由

行政組織の見直しに伴い、組織の改編を行うため、関係条例の規定を整備しようとするものである。

## 参考資料

### 行政組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

- 野田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年野田市条例第32号）（第1条関係）

改 正 案		現 行	
別表第2(第3条第2項) 行政職給料表(1)級別標準職務表		別表第2(第3条第2項) 行政職給料表(1)級別標準職務表	
区分	職務の内容	区分	職務の内容
	(略)		(略)
8級	局長の職務 <u>市政推進室長の職務</u> (略)	8級	局長の職務 (略)
備考	(略)	備考	(略)

- 野田市行政組織条例（昭和45年野田市条例第26号）（第2条関係）

改 正 案		現 行	
(設置)		(設置)	
第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、 <u>次に掲げる室及び部を設置する。</u>		第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号) 第158条第1項の規定により、市長の権限に属する事務を分掌させるため、 <u>次の部を設置する。</u>	
(1) <u>市政推進室</u>		(1)～(9) (略)	
(2)～(10) (略)		2 前項第6号及び第7号に規定する部の分掌事務を効果的に処理するため、建設局を置く。 (事務分掌)	2 前項第6号及び第7号に規定する部の分掌事務を効果的に処理するため、建設局を置く。 (事務分掌)
第2条 前条第1項に規定する室及び部の事務分掌は、次のとおりとする。		第2条 前条第1項に規定する部の事務分掌は、次のとおりとする。	
(1) <u>市政推進室</u>		(1) 企画財政部	
ア <u>市政に関する重要施策を一体的かつ迅速に推進するための部局間の横断的な調整にすること。</u>		ア (略)	
イ <u>秘書にすること。</u>		イ <u>秘書、広報広聴及び市民相談にすること。</u>	
(2) <u>企画財政部</u>		ウ・エ (略)	
ア (略)		(2)～(9) (略)	
イ 広報広聴及び市民相談にすること。			
ウ・エ (略)			
(3)～(10) (略)			

議案第 7 号

野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等  
に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する  
条例の一部を改正する条例の制定について

野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する  
法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改  
正する条例を次のように定める。

平成29年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年野田市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第5条第1項中「第19条第9号」を「第19条第10号」に改める。

附 則

この条例は、平成29年5月30日から施行する。

## 提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、引用する法律の号番号を改めようとするものである。

## 参考資料

### 野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

- 野田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年野田市条例第40号）

改 正 案	現 行
(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び <u>法第19条第10号</u> の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 (特定個人情報の提供) 第5条 <u>法第19条第10号</u> の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するときとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び <u>法第19条第9号</u> の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。 (特定個人情報の提供) 第5条 <u>法第19条第9号</u> の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長に対し、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、市長又は教育委員会が当該特定個人情報を提供するときとする。
2 (略)	2 (略)

議案第 8 号

野田市公契約条例の一部を改正する条例の制定について

野田市公契約条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市公契約条例の一部を改正する条例

野田市公契約条例（平成21年野田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「最低額」の次に「（1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）」を加える。

第14条の次に次の6条を加える。

（野田市公契約審議会の設置）

第14条の2 第6条第1項に規定する賃金等の最低額に関する事項その他公契約に関する重要な事項について調査審議するため、野田市公契約審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（組織）

第14条の3 審議会は、委員6人以内で組織する。

（委員）

第14条の4 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 労働者団体を代表する者

(2) 事業者

(3) 学識経験者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（会長）

第14条の5 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

- 第14条の6 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。
- 2 審議会は、委員の半数以上が出席し、かつ、労働者団体を代表する者である委員、事業者である委員及び学識経験者である委員それぞれ1人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

- 第14条の7 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるとときは、関係者に対し、出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

第18条中「第2条から」の次に「第14条まで及び第15条から」を加える。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 提案理由

野田市公契約審議会の設置に関する規定を整備するとともに、公契約に係る賃金等の最低額の端数処理の取扱いに関する規定を整備しようとするものである。

参考資料

野田市公契約条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市公契約条例（平成21年野田市条例第25号）

改 正 案	現 行
(適用労働者の賃金等) 第6条 受注者等は、適用労働者に対し、次に定める1時間当たりの賃金等の最低額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)以上の賃金等を支払わなければならない。 (1)・(2) (略) 2・3 (略) (野田市公契約審議会の設置) 第14条の2 第6条第1項に規定する賃金等の最低額に関する事項その他公契約に関する重要な事項について調査審議するため、野田市公契約審議会（以下「審議会」という。）を設置する。 (組織) 第14条の3 審議会は、委員6人以内で組織する。 (委員) 第14条の4 委員は、次の各号に掲げる者から市長が委嘱する。 (1) 労働者団体を代表する者 (2) 事業者 (3) 学識経験者 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 委員は、再任されることができる。 4 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。 (会長) 第14条の5 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。 (会議) 第14条の6 審議会の会議は、会長が招集し、議長となる。 2 審議会は、委員の半数以上が出席し、かつ、労働者団体を代表する者である委員、事業者である委員及び学識経験者である委員それぞれ1人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところに	(適用労働者の賃金等) 第6条 受注者等は、適用労働者に対し、次に定める1時間当たりの賃金等の最低額以上の賃金等を支払わなければならない。 (1)・(2) (略) 2・3 (略)

よる。

(意見の聴取等)

第14条の7 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(水道事業への適用)

第18条 第2条から第14条まで及び第15条から前条までの規定は、水道事業が発注する工事又は製造その他についての請負の契約について準用する。

(水道事業への適用)

第18条 第2条から前条までの規定は、水道事業が発注する工事又は製造その他についての請負の契約について準用する。

議案第 9 号

野田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

野田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のよう  
に定める。

平成29年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

野田市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年野田市条例第16号）  
の一部を次のように改正する。

別表野田市営谷津宮脇団地の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

入居者の退去に伴い、老朽化した野田市営谷津宮脇団地の用途を廃止しようとするものである。

参考資料

野田市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
(下線の部分は改正部分)

○ 野田市営住宅の設置及び管理に関する条例 (平成9年野田市条例第16号)

改 正 案	現 行
別表(第3条第2項)	別表(第3条第2項)
名称	位置
(略)	
(削る。)	<u>野田市営谷津宮脇団地</u>
(略)	野田市谷津53番地
	(略)

議案第 10 号

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例の制定について

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正す  
る条例を次のように定める。

平成29年3月1日提出

野田市長 鈴木 有

野田市条例第 号

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部  
を改正する条例

野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和63年野  
田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1交通安全対策指導員の項を削る。

別表第2中

急病センター従事者（管理者を除く。）
交通安全対策指導員

を

「

急病センター従事者（管理者を除く。）
--------------------

に改める。

」

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 提案理由

交通安全に関する事業の実施体制の見直しにより交通安全対策指導員の設置を廃止することから、非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する規定を整備しようとするものである。

## 参考資料

### 野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案 新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

- 野田市非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和63年野田市条例第3号）

改 正 案		現 行	
別表第1(第2条第1項)		別表第1(第2条第1項)	
区分	報酬額	区分	報酬額
(略)		(略)	
(削る。)		交通安全対策指導員 年額 15,400円	
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	
別表第2(第5条第1項)		別表第2(第5条第1項)	
職員	費用弁償	職員	費用弁償
(略)		(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)
急病センター従事者 (管理者を除く。)		急病センター従事者 (管理者を除く。)	
(略)		交通安全対策指導員	
(略)		(略)	